

令和 8 年度

学力定着指導員

募集のご案内

(4月1日採用予定)

応募要件など、詳細は裏面以降をご覧ください。

◇申込み・問合せ先◇

足立区教育委員会学力定着推進課

電話 03-3880-6717

住所 〒120-8510

足立区中央本町1-17-1

◇ 学力定着指導員（会計年度任用職員）募集要項 ◇

1 募集する職

学力定着指導員

2 対 象

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条および学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格条項に該当しない方で、次の1、2のいずれにも該当する方。

- （1）学校における教育課程、学習指導その他児童・生徒の学校教育に関する相当の専門的知識及び経験を有する方
- （2）小学校全科又は中学校（いずれの教科でも可）の教員免許状を有し、学校において教員の経験がある方

※ 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、年間を通じて勤務できる方

3 募集人員

若干名

4 職務内容

- （1）学校経営についての指導、助言に関すること。
- （2）児童・生徒の学力向上等教育政策課題の解決に向けた取り組みに関すること。
(区立小・中学校への巡回訪問指導あり)
- （3）学力定着指導員間の総合調整及び連絡調整に関すること。
- （4）職務に係る諸連絡会等への参加。
- （5）その他足立区教育委員会（以下「教育委員会」という）が必要と認める事項。

※ 児童・生徒に対する学習指導等の業務ではありません。

5 勤務条件

- （1）勤務時間 1週間につき4日（30時間）
1日 7時間30分 午前8時30分から午後5時まで
- （2）報酬 月額252,696円（予定）
- （3）賞与 期末手当・勤勉手当あり（勤務実績に応じて支給）
- （4）通勤手当 実費相当分支給（限度額あり）
- （5）有給休暇 あり

(6) 社会保険 加入あり

(7) その他 ①退職金制度・昇給制度なし。
②慶弔休暇あり。

6 勤務場所

足立区役所 学力定着推進課又は学力定着推進課が指定する区立学校

7 雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績が良好な場合、任期の更新あり。

8 採用予定日

令和8年4月1日

9 応募方法

(1) 提出書類 指定の申込書および作文

(2) 提出方法 区へ持参または、簡易書留にて郵送

10 応募期限

令和8年1月13日（火）午後5時必着（郵送分含む）

11 選考方法

一次選考（書類選考）、二次選考（面接）

申込方法 申込書（指定様式に自筆、写真貼付）および作文（別紙・指定様式）を持参（郵送の場合は、必ず簡易書留で送ってください。）

【作文】あなたが考える「児童・生徒の実態を踏まえた学力向上の取り組み」について、自己の経験をもとに1,000字程度

※ 面接日程は1月下旬～2月上旬を予定しています。詳細は個々に、一次選考（書類選考）結果とあわせて郵送にて通知します。

12 問合せ・申込先

〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区教育委員会事務局 教育指導部 学力定着推進課 学力定着推進係（南館6階）

「学力定着指導員募集担当」

電話番号：03-3880-6717 Eメール：gaku-tei@city.adachi.tokyo.jp

※ 応募書類は、返却いたしません。

※ 持参する場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとなります。

採用申込書

氏名	フリガナ	生年月日
		昭和・平成 年 月 日生 (歳)

現 住 所	フリガナ 〒 -					写真貼付 縦4cm×横3cm 程度 (直近3か月以内)
	電話番号	自宅 () -				
		携帯 () -				
	最寄駅 (自宅)	線	駅より	バス・徒歩	分	
上記 以外の 連絡先	氏名		住 所 等	電話番号		
				() -		
				() -		
保有 する 教員 免許	授与年月日		校種・種別	教科	番号	授与権者
	年	月	日			
健康状態について		良好・その他 ()				
次頁に記載した職歴、研究歴、活動歴等を具体的に記述してください。						
志望の動機・自己PR等						

○学歴・職歴・賞罰について

勤務校名の末尾に正規又は非常勤等の種別を記載してください。(記入欄が足りない場合は、別途添付・様式自由)

年 月 日 ~ 年 月 日	これまでの学歴・職歴・賞罰
~	<学歴> 高等学校卒
~	大
~	<職歴、賞罰>
~	
~	
~	

○大学や自治体等で行ってきた研究があれば記載してください。

年 月 日 ~ 年 月 日	内 容
~	
~	
~	

○教員の指導育成等の活動歴について

年 月 日 ~ 年 月 日	教員指導の実績
~	
~	
~	

[次頁へ続きます](#)

当てはまる回答にチェックを入れてください。

次に掲げる各号のいずれにも該当していません。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者及び懲戒免職・分限免職の処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (3) 足立区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

はい いいえ

令和8年12月25日に施行される、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）を考慮して、以下の質問をいたします。

過去に、児童や生徒に対する特定性犯罪（強制性交罪、強制わいせつ罪、児童買春、児童ポルノ禁止法違反など）に関する有罪判決を受けたことはありますか。

はい いいえ

【参考】

・学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律第二条第七項

この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
 - 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
 - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
 - 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
- イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下この口において「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又は口に掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

個人情報の提供について同意します。

採用にあたり、教育委員会及び学校が使用することを承諾いたします。

（提供された個人情報は、採用に伴う事務以外に使用しません。）

はい いいえ

この申込書に記載した事項は、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

自筆署名

次頁へ続きます

作文課題『児童・生徒の実態を踏まえた学力向上の取り組み』

あなたが有する知識や経験等を踏まえ、あなたの考えを1,000字程度で書いてください。

氏名

